

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号						
手続名	医療機器修理業の許可の更新	根拠条項	第 4 0 条の 2 第 4 項						
審 査 基 準	<p>当該更新については「医療機器修理業の許可」の審査基準に準じて行うものとする。 ただし、構造設備等に変更があった場合には、必要に応じて現場調査を行う。</p>								
受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間	2 0 日	目次	3 3 の 2
							標準経由期間		